

須賀川市産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用案内

1 派遣対象者

須賀川市に住所を有し、かつ、居住する次の方にヘルパーを派遣し、家事と育児の援助を行います。

- (1) 妊娠届出書を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦で、体調不良等のため家事を行うことが困難であり、かつ、日中家事を行う者が他にいない人
- (2) 出産後6か月以内で体調不良等のため家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、日中家事を行う者が他にいない人

2 サービス内容

- (1) 家事に関する援助
- (2) 育児に関する援助

3 サービス内容の詳細（■の事項については、利用できません）

各項目を参考に、1時間以内で行える範囲でサービス活動を行います。

(1) 家事援助

ア 食事の準備及びかたづけ

- 調理
- 配膳、かたづけ、テーブル拭き、皿洗い

イ 衣類の洗濯

- おむつ
- 洗濯物干し
- 洗濯物たたみ、タンス等へのかたづけ
- アイロンがけ、ボタン付等の軽易な裁縫

ウ 居室等の清掃及び整理整頓

- リビング・居室・寝室・台所の軽易な掃除
- 新聞・雑誌等の軽易な片付け
- 玄関・ベランダの軽易な掃除
- 窓ふき（お手伝いできません）
- エアコンの掃除（お手伝いできません）

■ ガスコンロ・シンク・冷蔵庫・換気扇などの掃除（お手伝いできません）

■ 庭などの屋外の掃除（お手伝いできません）

エ 生活必需品の買い物

□ スーパー、コンビニなどでの食材・日用品の買い物

■ 出産祝い等の食材・日用品以外の買い物（お手伝いできません）

■ 自動車の給油・洗車（お手伝いできません）

オ 関係機関との連絡

■ 郵便局への郵便物の持ち込み、ポストへの投函（お手伝いできません）

■ 銀行での振り込み、引き出しなどの手続き（お手伝いできません）

■ 市役所、税務署などでの手続き（お手伝いできません）

カ その他必要な家事援助

□ 利用者の布団を干す

(2) 育児援助

ア 授乳

□ 湯沸し、ポットなどへの移し替え

□ 粉ミルクの調合

□ ほ乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後のかたづけ

イ おむつ交換

□ おむつ交換

□ ベビー布団の準備、かたづけ

ウ もく浴介助

□ ベビーバスの準備、かたづけ

□ もく浴介助

□ 乳児のふき取り

エ その他必要な援助

□ 乳児の着替え

□ 居宅内での兄弟児の遊び相手

■ 兄弟児の保育園・幼稚園への送迎（お手伝いできません）

■ 健診への同行（お手伝いできません）

■ ベビーベッド、乳幼児玩具の組み立てなど（お手伝いできません）

4 利用時間及び回数

(1) 利用時間：1回の利用時間は1時間以内

(2) 利用回数：1日3回までの対象期間中30回まで

※対象期間中とは、妊娠中と出産後6か月以内

※1日に3回を連続して利用することはできません。2時間空けてから再度利用可能。

5 利用日時

年末年始（12月29日から1月3日）を除く、午前7時から午後7時まで

6 利用場所

利用する方の自宅

7 利用料金

1回の利用につき500円

※前日までに連絡がなく、サービスの利用を当日に中止したときは利用したものとし、利用料金をお支払いいただきます。

※生活必需品の買い物等で交通費が必要になるときは、交通費の実費相当額を負担していただくことがあります。

8 登録事業所一覧

	事業所名	所在地	電話番号
1	須賀川市社会福祉協議会	茶畑町71番地	88-8213
2	あいケアサービス	雨田字愛宕前122番地	79-1335
3	ヘルパーステーション・シャローム	諏訪町9番地	94-5375
4	いきいきケアセンター	雨田字富岡57番地	94-8155

※今後、登録事業所は追加または変更されることがあります。

9 利用登録

「須賀川市産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、須賀川市教育委員会事務局こども課に提出してください。

※妊娠中の方は、母子健康手帳を持参ください。

10 利用の流れ

- (1) 決定となった方には決定通知書を郵送します。登録事業所一覧（現在5事業所）から、希望する事業所に電話をし、利用を希望する日時、サービス内容を伝え派遣が可能か確認してください。派遣が難しい場合は、別の事業所に電話してください。

※事業所にも決定通知書を送付しているため「産前産後家庭支援ヘルパーの利用登録を受けている〇〇です。」とお伝えください。なお、各事業所とも派遣可能な日時が限られている可能性もあるため、週に複数回利用したい場合など、複数の事業所を利用することも可能です。

- (2) 派遣が可能となった場合、事業所に「ヘルパー利用申請書兼利用確認書」の提出が必要となります（本確認書は、利用希望日の7日前までにご利用になる訪問介護事業所に申請となっておりますが、急な利用希望のなど、提出時期・方法については、各事業者を確認ください。）。

- (3) 利用した翌月に1か月分の利用状況を取りまとめ、こども課から納付書をお送りしますので期限までに納付してください。

※利用日程の変更

利用日、利用時間を変更するときは、利用予定日前日までにご利用になる訪問介護事業所に連絡してください。（ヘルパーの都合上、ご希望にそえないこともあります。）

11 その他

利用者又はご家族が感染症にり患している場合は派遣することができません。

○問い合わせ

- ・須賀川市教育委員会事務局 こども課 子育て支援係

須賀川市八幡町135番地 庁舎1階 電話0248-88-8114